

<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく手続き（抜粋）</p>	<p>令和3年1月1日以降の当面の対応</p>
<p>第一号様式（5条申請書） 第三号様式（8条変更認定申請書） 第五号様式（9条変更認定申請書） 第六号様式（10条承認申請書） 取りやめる旨の申出書（14条） 軽微な変更届 完了報告書 維持保全状況等に関する報告書</p>	<p>左記の書式については押印無し</p>
	<p>申請書等の訂正については訂正印又は差し替え</p>
	<p>申請に伴う図面修正については原則差し替えとし、部分訂正の場合は訂正印</p>
<p>委任状</p>	<p>現行どおり押印を行う</p>

書式はこれまでのものでも可。押印は不要。